



岡山弁護士会

その契約 契約書 ちよつと待った!

— 適格消費者団体の役割と差止請求の実務 —

もうすぐ、岡山県に適格消費者団体が誕生します。

適格消費者団体は、事業者の「不当な勧誘」、「不当な契約条項」、「不当な表示」などの不当な行為について、消費者の代わりに差止請求をすることが認められている団体です。

そこで、適格消費者団体とは何か、また、全国では実際にどのような活動が行われているのかについて、二人の講師を招き講演していただきます。

入場料
無料
[定員200名]

日時・会場 平成27年

11.6金

18時～20時

山陽新聞社本社ビル1階 さん太ホール

〒700-8634 岡山市北区柳町2-1-1

プログラム

■第1部 講演

「適格消費者団体って何？」

講師 大高友一 (弁護士)

■第2部 講演

「違法な契約に待った!

～差止請求の実務～

講師 五條 操 (弁護士)

講師プロフィール

大高友一さん

■弁護士

経歴

平成11年 京都弁護士会登録
平成15～17年 内閣府国民生活局
消費者企画課課長補佐
平成22年 大阪弁護士会に登録換
中本総合法律事務所入所
平成22～23年 内閣府消費者委員会
集团的消費者被害救済
制度専門調査会委員
平成26～27年 消費者庁「特定適格消費者
団体の認定・監督に関する
指針等検討会」委員

五條 操さん

■弁護士

経歴

平成9年 大阪弁護士会登録
平成15年 五條法律事務所
(現はるか法律事務所)開設
平成21年 特定非営利活動法人消費者
支援機構関西(KC'S)検討
委員会委員長

会場周辺地図とアクセス



□主催/岡山弁護士会

•お問い合わせ先/岡山弁護士会 〒700-0807 岡山市北区南方1-8-29 TEL(086)223-4401代 www.okaben.or.jp

岡山弁護士会

検索